

## 自殺対策庁内連絡会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 自殺対策基本法に基づき実施する庁内各課の施策等について、相互の情報共有と「自殺対策協議会」との連携を図るため、自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する庁内各課との情報の共有化に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係課の役割と施策の実施に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる課をもって構成する。

2 連絡会議には会長を置き、健康福祉本部副本部長をもって充てる。

### (会議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は連絡会議事務を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、障害福祉課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 21 年 8 月 7 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

(別表)

自殺対策庁内連絡会議構成課

No	本部名	所 属
1	総括本部	政策監グループ
2	総括本部	消防防災課
3	くらし環境本部	こども未来課
4	くらし環境本部	くらしの安全安心課
5	健康福祉本部	地域福祉課
6	健康福祉本部	母子保健福祉課
7	健康福祉本部	長寿社会課
8	健康福祉本部	医務課
9	健康福祉本部	薬務課
10	健康福祉本部	健康増進課
11	健康福祉本部	総合福祉センター
12	健康福祉本部	精神保健福祉センター
13	農林水産商工本部	雇用労働課
14	農林水産商工本部	商工課
15	生産振興部	生産者支援課
16	教育庁	学校教育課
17	佐賀県警本部	生活安全企画課
18	健康福祉本部	障害福祉課